

第3問 乙株式会社は事務用品の販売業を営んでいる課税事業者であるが、同社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間における取引等の状況は次の〔資料〕のとおりである。これに基づき、この課税期間における納付すべき消費税の額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。（60点）

なお、計算に当たっては、次の事項を前提として解答しなさい。

- (1) 乙株式会社は、前課税期間以前も課税事業者であり、個別対応方式により仕入控除税額の計算を行い確定申告をしている。
- (2) 乙株式会社は、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はしていない。
- (3) 消費税法上、適用される計算方法が2以上ある事項については、当課税期間の消費税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (4) 会計帳簿による経理は、すべて消費税及び地方消費税込みの金額により処理している。
- (5) 当課税期間に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、また、輸出取引については、その証明書類が、それぞれ保存されている。
- (6) 納付すべき地方消費税の額については、計算する必要はない。

〔資料〕

1. 乙株式会社の前課税期間に係る消費税額（当課税期間の中間申告税額の計算の基礎となる消費税額）は、次のとおりである。

なお、乙株式会社は、当課税期間中に仮決算に基づく中間申告書は提出していない。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 当初申告分（期限内申告） | 3,640,000円 |
| (2) 第1回修正申告分（平成25年9月22日提出） | 552,000円 |
| (3) 第2回修正申告分（平成25年12月7日提出） | 457,600円 |

2. 乙株式会社の当課税期間の損益計算書の内容は次のとおりである。

損 益 計 算 書

（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：円）

I	売 上 高		
	総 売 上 高	935,074,683	
	売 上 値 引	6,636,000	928,438,683
II	売 上 原 価		
	期首商品棚卸高	55,955,000	
	当期商品仕入高		
	総 仕 入 高	630,147,113	
	仕 入 値 引	5,050,000	625,097,113
	計	681,052,113	
	期末商品棚卸高	24,975,430	656,076,683
	売 上 総 利 益		272,362,000

3. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は次のとおりである。

(1) 総売上高の内訳は、次のとおりである（いずれの売上高も非課税取引に係るものは含まれていない。）。

① 輸出免税の対象取引に係る売上高	75,861,683円
② 国内の事業者及び消費者に対する売上高	859,213,000円

(2) 売上値引は、上記(1)の②に係るものである。

なお、乙株式会社は、売上げの値引きについては、すべて売上値引勘定で処理している。

(3) 総仕入高には、乙株式会社が輸入し、保税地域から引き取った商品分 77,614,000円が含まれており、これ以外のものについては、国内における課税仕入れに該当するものである。

なお、77,614,000円には、輸入の際税関に納付した消費税額 3,848,300円及び地方消費税額 962,000円並びに当課税期間中に引き取った課税貨物につき納期限の延長を受けて未納となっている消費税額 679,100円及び地方消費税額 169,700円が含まれている。

(4) 仕入値引は、すべて当課税期間に国内で仕入れた課税商品に係るものである。

(5) 従業員給与手当のうち 3,928,000円は、従業員に対する通勤定期代の支給額である。

(6) 法定福利費は、乙株式会社負担分の社会保険料である。

(7) 福利厚生費の内訳は、次のとおりである。

① 社内サークル活動のための野球・サッカー用具購入費	763,000円
② 従業員慰安忘年会費用	245,000円
③ 従業員に対する慶弔金	200,000円

(8) 商品荷造運送費は、いずれも販売した商品に係るものであり、その内訳は次のとおりである。

① 輸出商品に係る乙株式会社から国内の港までの運賃	238,000円
② 輸出商品に係る国内の港から外国の港までの運賃	1,985,000円
③ 輸出許可を受けた商品の荷役及び保管料	105,000円
④ 輸入商品に係る通関業務料金	210,000円
⑤ 国内販売商品に係る国内運賃及び荷造費	9,218,000円

(9) 寄附金の内訳は、次のとおりである。

① 某市立高校に寄贈したパソコンの購入費相当額	750,000円
② 社会福祉法人に寄贈した車いすの購入費相当額	900,000円
③ 独立行政法人に対して現金で行った寄附金	500,000円

(10) 接待交際費の内訳は、次のとおりである。

① 取引先接待ゴルフ費	1,975,000円
-------------	------------

(このうち 52,000円は、ゴルフ場利用税である。)

② 取引先に対する贈答品（酒・ビール）購入費	685,000円
③ 取引先に対する贈答品（ビール券）購入費	980,000円

(11) 旅費交通費には、海外出張に係る旅費及び宿泊費 442,000円が含まれているが、それ以外は国内の旅費及び宿泊費である。

第3問 (60点)

内に数字又は算式, () 内に用語を記入しなさい。

●印@2点×30=60点

I. 課税標準額に対する消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
1. 課税標準額	799,388,000 円	1. 課税標準額の計算 ① 一般売上高 <input type="text" value="859,213,000 円"/> ② (保養所施設利用料収入) ● <input type="text" value="1,427,000 円"/> ③ (代物弁済) $\begin{matrix} \text{2,200,000 円} & + & \text{500,000 円} & = & \text{2,700,000 円} \\ & & - & & \end{matrix}$ (いずれかを○で囲む) ⑥ 合計 $\left(\text{①+②+③} = \text{863,340,000 円} \right) \times \frac{100}{108} = \text{799,388,888 円}$ $\rightarrow \text{799,388,000 円}$ (<input type="text" value="1,000 円"/> 未満切り捨て)
2. 課税標準額に対する消費税額	50,361,444 円	2. 課税標準額に対する消費税額の計算 $\text{799,388,000 円} \times \text{6.3 \%} = \text{50,361,444 円}$
3. 課税標準額に対する消費税額の調整額	● <input type="text" value="31,238 円"/>	3. 課税標準額に対する消費税額の調整額の計算 (貸倒回収に係る消費税額の計算) $\text{820,000 円} \times \frac{4}{105} = \text{31,238 円}$

II. 控除税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
1. 課税売上割合	<input type="text" value="869,402,127 円"/> <hr/> <input type="text" value="1,055,638,127 円"/>	1. 課税売上割合の計算 (1) 課税売上高 イ. 国内売上高 ① 課税総売上高 <input type="text" value="799,388,888 円"/> ② 売上げに係る対価の返還等の金額 $\text{6,636,000円} \times \frac{100}{108} = \text{6,144,444 円}$ ③ 課税売上高 ① - ② = <input type="text" value="793,244,444 円"/> ロ. 輸出売上高 $\text{75,861,683円} + \text{296,000円} = \text{76,157,683 円}$